

改正銀行法（本年11月までに施行）に伴う不動産業参入阻止について

銀行本体

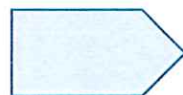
銀行法施行規則（案）
第13条の2の5



改正法で新たに地域活性化等に資する業務として追加されたのは、経営相談、人材派遣、自行アプリやITシステム販売、広告・情報分析
∴不動産賃貸、不動産仲介は規定されていない

他業銀行業高度化等会社

中小・地域金融機関向けの
総合的な監督指針（案）
Ⅲ－４－７－５（１）注
等



他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する
∴不動産業務は実施対象となっていない旨
明記（別紙１）

地域活性化事業会社

中小・地域金融機関向けの
総合的な監督指針（案）
Ⅲ－４－７（注７）
等



地域活性化事業会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する
∴不動産業務は実施対象となっていない旨
明記（別紙２）

※上記内容に係るパブリックコメントを8/27から1か月間実施

現行	改正案
能としている。 他方で、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止</u>といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 (新設) (2) 認可審査にあたっての留意点 <u>銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>銀行法施行規則</u>第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ① 出資額 出資額の適切性については、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（2）から（4）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。	他方で、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 ○ (注) 銀行法改正（令和3年11月施行）により、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、<u>他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱い</u>は改正前と変わらないことに留意すること。 (2) 認可審査にあたっての留意点 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>施行規則</u>第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ① 出資額 出資額の適切性については、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（2）から（4）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>他業銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。 ② 出資比率等 <u>他業銀行業高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>他業銀行業</u>

現行	改正案
企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(平成 20 年 5 月 13 日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 (参考) 連結財務諸表を指定国際会計基準等(銀行法施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。)に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。 (注 3) ~ (注 6) (略) (新設)	企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(平成 20 年 5 月 13 日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。 (参考) 連結財務諸表を指定国際会計基準等(施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。)に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。 (注 3) ~ (注 6) (略) ○ (注 7) 銀行法改正(令和 3 年 11 月施行)により、法第 16 条の 2 第 1 項第 14 号が追加されたが、地域活性化事業会社(同号、法第 16 条の 4 第 8 項)における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。
Ⅲ-4-7-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) 銀行の子会社が営む従属業務(法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、本監督指針Ⅱ-3-2-4 等に沿って適切な対応を行っているか。 <u>(注)</u> 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業	Ⅲ-4-7-1 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 (1) 銀行の子会社が営む従属業務(法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、本監督指針Ⅱ-3-2-4 等に沿って適切な対応を行っているか。 (削除)